

○唐津市スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱

平成26年4月1日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市民のスポーツ及び文化における向上心を育み、スポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ及び文化芸術大会(以下「大会」という。)の出場者等に対し奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平30告示45・令5告示60・一部改正)

(大会区分及び交付額)

第2条 奨励金の交付の対象となる大会及び一人当たりの奨励金の額は、別表のとおりとする。ただし、文化芸術部門において、チームのメンバー数が多く、奨励金の額が多額になるときは、交付する額は市長が別に定めるものとする。

(平29告示279・平30告示45・令4告示94・令5告示60・令6告示39一部改正)

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。ただし、国、地方公共団体若しくは公共的団体又は主催者等から補助金等の交付を受ける者には、奨励金を交付しない。

(1) 前条に定める大会の開催要項の定めにより都道府県以上の規模の予選会等を経て選出された者又は都道府県以上の規模により構成された団体からの推薦、認定を受けた者又は同条に定める大会の主催者の審査等により選抜された者であって、同条に定める大会に出場する選手。ただし、文化芸術部門においては、小学生、中学生及び高校生に限る。

(2) 前条に定める大会の開催要項の定めにより、前号の選手又は当該選手が所属する市内に活動拠点があるチームの競技補助として認められた監督及びコーチ(指導者を含む。以下これらを「監督等」という。)。ただし、監督等への交付は2人を限度とする。

2 対象者は、唐津市に住民登録している者とする。ただし、小学生、中学生及び

高校生については、学校が指定する市内の寮等に寄宿している者を含むものとする。

(平 3 0 告 示 4 5 ・ 令 4 告 示 2 6 5 ・ 令 5 告 示 6 0 ・ 一 部 改 正)

(排除対象者)

第 4 条 市長は、この要綱により奨励金を交付するに当たって奨励金の交付の申請をしようとする者が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨励金からの排除対象者として奨励金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下この条において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(回数制限)

第 5 条 同一年度内の奨励金の交付は、小学生及び中学生を除き、第 2 条に定める大会の区分ごとに、選手、監督等にかかわらず、1 人 1 回を限度とする。

(平 3 0 告 示 4 5 ・ 令 5 告 示 6 0 ・ 令 6 告 示 3 9 一 部 改 正)

(交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会の開催前に奨励金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(平 3 0 告 示 4 5 ・ 旧 第 6 条 繰 下 ・ 一 部 改 正、 令 5 告 示 6 0 ・ 旧 第 8 条 繰 上 ・ 令 和 6 告 示 3 9 一 部 改 正)

(代理申請)

第7条 前条の規定による交付申請は、対象者が属する団体等の代表者等が代理で行うことができる。この場合において、代理で申請を行う者は交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象者が奨励金の申請、受領等に関する一切の権限を委任したことが確認できる委任状
- (2) 対象者がこの奨励金のほかに、国、地方公共団体、公共的団体、主催者等から補助金等の交付を受けていないことを誓約したことが確認できる誓約書
- (3) 対象者が唐津市に住民登録している者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは調査することに同意したことが確認できる同意書
- (4) 対象者が第4条に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾したことが確認できる承諾書

(令2告示220・追加、令5告示60・旧第8条の2繰上、令6告示39)

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めたときは、奨励金交付申請却下通知書(第3号様式)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(平30告示45・旧第7条繰下、令5告示60・旧第9条繰上)

(返還等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に掲げる排除対象者であることが判明したとき。

(平30告示45・旧第8条繰下、令5告示60・旧第10条繰上・一部改正)

(結果報告)

第10条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに大会結果報告書を市長に提出するものとする。

(平30告示45・旧第9条繰下、令5告示60・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30告示45・旧第10条繰下、令5告示60・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日以降に開催される対象大会から適用する。

(唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の廃止)

- 2 唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱（平成25年告示第86号。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに旧要綱による交付の決定がなされた奨励金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第279号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年告示第45号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第220号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金等交付要綱の規定に基づき申請された奨励金等の

取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年告示第９４号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年告示第２６５号）

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金等交付要綱の規定に基づき申請された奨励金等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和５年告示第６０号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年告示第４０号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年告示第３９号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

（令５告示６０・全改）

九州大会	西日本大会	全国大会	国際大会
５，０００円	８，０００円	１０，０００円	３０，０００円

備考

- 九州大会は、種目の都合で九州大会をブロック分けして行う大会についても、九州大会とみなす。
- 国際大会は、１０か国以上の参加があり、各国の代表選手が参加する大会をいう。

